

平成20年1月29日

(仮称)長沢浄水場の施設更新計画に係る条例環境影響評価審査書の公告
について(お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者
神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市水道局 水道事業管理者
水道局長 栗冠 和美
- 2 指定開発行為の名称及び所在地
(仮称)長沢浄水場の施設更新計画
川崎市多摩区三田5-1-1
(長沢浄水場敷地内)
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日
平成20年1月29日(火)
- 4 問い合わせ先
川崎市水道局 工務部 計画課
神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
044-200-2496

(環境局環境評価室 担当)

電話 044-200-2156

(仮称) 長沢浄水場の施設更新計画に係る条例環境影響評価審査書 (概要)

平成20年1月

川 崎 市

はじめに

(仮称) 長沢浄水場の施設更新計画 (以下「指定開発行為」という。) は、川崎市水道局 (以下「指定開発行為者」という。) が、多摩区三田 5-1-1 (長沢浄水場敷地内) の約 6.0 ha の区域において、「川崎市水道事業の再構築計画」に則り、現在稼働中の 3 浄水場を長沢浄水場に機能集約し、水道事業全体の効率化を図ることを目的に、浄水施設を更新 (施設能力 280,000 m³/日) するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成 19 年 10 月 9 日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書 (以下「条例準備書」という。) を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等から意見書の提出はなかった。

この結果をもって、平成 19 年 12 月 10 日に川崎市環境影響評価審議会 (以下「審議会」という。) に諮問し、平成 20 年 1 月 22 日に審議会から答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：川崎市水道局

代表者：水道事業管理者 水道局長 栗冠 和美

住 所：神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称)長沢浄水場の施設更新計画

種 類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為）
浄水施設の新設（第2種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の1の項及び8の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市多摩区三田5-1-1（長沢浄水場敷地内）

区域面積：約59,600 m²

用途地域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

浄水施設の更新

イ 土地利用計画

施設の区分		面積	比率	備考
浄水場施設	導水開渠	約 400 m ²	0.7 %	開渠構造物
	着水井	約 100 m ²	0.2 %	半地下構造物
	粉末活性炭接触池	約 2,200 m ²	3.7 %	半地下構造物
	粉末活性炭注入設備	約 150 m ²	0.3 %	屋外設置
	凝集沈でん池	約 5,700 m ²	9.6 %	半地下構造物
	急速ろ過池	約 7,800 m ²	13.1 %	半地下構造物
	配水池	約 8,800 m ²	14.8 %	半地下構造物
	管理棟	約 800 m ²	1.3 %	建築物
	薬品・電気設備棟	約 900 m ²	1.5 %	建築物
	送水管	約 1,700 m ²	2.9 %	—
	場内通路等	約 31,050 m ²	51.9 %	—
合計		約 59,600 m ²	100 %	—

ウ 建築計画等

区分	建築面積等	延べ面積	構造	階数	最高高さ
管理棟	約 800 m ²	約 1,600 m ²	R C 造	地上2階	9.9 m
薬品・電気設備棟	約 900 m ²	約 1,200 m ²	R C 造・鉄骨造	地上1階 地下1階	9.7 m
合計	約 1,700 m ²	約 2,800 m ²	—	—	—
粉末活性炭注入設備	約 150 m ²	—	鉄骨造	—	約 13 m

備考) 1. R C 造：鉄筋コンクリート造

2. 粉末活性炭注入設備は建築物ではないが、主要な構造物であるため併記する。

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、浄水施設の更新事業であり、工事中における大気質、騒音、振動、交通安全対策等、周辺の住宅等に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について、周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働による大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）が 0.042 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外値）が 0.075 mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10 mg/m³以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が 0.232 ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1～0.2 ppm）を上回り、浮遊粒子状物質は 0.066 mg/m³で、環境基準（0.20 mg/m³以下）を満足すると予測している。これらに対し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼさないとしている。

一方、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）が 0.042 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外値）が 0.075 mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、工事用車両が特定の時間に集中しないよう、適切な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼさないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、また、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が、短期曝露の指針値を上回ると予測していることから、事業の実施に当たっては、窒素酸化物の排出量を低減するため、考えられる種々の方策を組み合わせるなど、更なる低減対策を徹底すること。

イ 騒音・振動・低周波音

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、敷地境界付近において83.1デシベルで、環境保全目標（85デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、可能な限り低騒音型建設機械を使用し、建設機械の集中稼働を避けるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に著しい支障は生じないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルの最大値は、ピーク日において63.2～63.3デシベルで、全ての予測地点で環境基準（60デシベル以下）を超えるものの、現況において既に環境基準を超えており（61.4デシベル）、本事業による騒音レベルの増加量は1.8～1.9デシベルと予測している。これに対し、工事用車両が特定の時間帯に集中しないよう、適切な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい支障は生じないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが既に環境基準を超える状況にあることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を更に徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、敷地境界において66.6デシベルで、環境保全目標（75デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、可能な限り低振動型建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障がないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルの最大値は、ピーク時において40.1～42.5デシベルで、環境保全目標（65デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両が特定の時間帯に集中しないよう、適切な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障がないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等につ

いて、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

ウ 廃棄物等(一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土)

(ア) 一般廃棄物

供用時に発生する一般廃棄物は、1年当たり紙くず・生ごみ等約4,000 kg、刈草約30,700 kg、古紙約2,500 kgの合計約37,200 kgと予測し、これらに対し、減量化及びリサイクルを推進するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、解体工事でコンクリート塊約14,711トン、鉄材約253トン、建設混合廃棄物約174トン及び伐採樹木約75トンが発生すると予測し、建設工事でアスファルト・コンクリート塊約1,175トン及び路盤廃材約3,000トンが発生すると予測している。これらについては、分別を行い、可能な限り再生利用・再資源化を図り、それが困難なものについては、法令に基づく許可を受けた業者に委託し、適正に処理することから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、供用時に発生する産業廃棄物は、1年当たり浄水汚泥104,300トン、水質試験廃液約0.2トン、水質試験用容器類約0.8トン及び特別管理産業廃棄物の水質試験廃液約0.3トンと予測している。これらのうち、浄水汚泥はセメント等の原材料として再生利用し、その他については、法令に基づく許可を受けた業者に委託し、適正に処理・処分することから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

これらの評価は概ね妥当であるが、工事中に発生する産業廃棄物の具体的な再資源化の方法について、その実施内容を市に報告すること。

(ウ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約289,800 m³と予測し、このうち工事埋戻し等に合計109,000 m³を有効利用し、残土については、指定処分地で埋立てに使用するとしている。さらに、搬出に際しては、

荷崩れや飛散等が生じないよう荷台カバー等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

エ 景 観

本計画による景観は、構造物は半地下構造であり、計画建築物は高さを低く抑え、敷地境界から後退させた配置とすることから、現況とほとんど変わりなく、開放的な空間となると予測している。さらに、これらについては、周辺環境に配慮した色彩等を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境と調和が保たれるとしている。

しかしながら、計画地周辺の住宅地側からの景観への配慮が望まれることから、詳細設計の段階で、計画地周囲における植栽について検討する必要がある。また、構造物等の外壁の色彩等については、周囲の環境と調和するよう配慮すること。

オ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両のピーク日ピーク時間において、交差点飽和度が 0.399～0.464、交通混雑度が 0.18～0.23 で、交通量の処理が可能とされる交差点飽和度 0.9 及び円滑な交通量の処理が可能とされる交通混雑度 1.0 を下回ると予測し、さらに、工事用車両が特定の時間帯に集中しないよう、運行管理を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、工事用車両ルートは歩道の設置が一部であることから、工事用車両の走行に当たっては、出入口及び工事用車両ルートの主要な箇所に交通整理員を配置するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に著しい支障は生じないとしている。

しかしながら、本事業は工事期間が長いこと、また、工事用車両ルートは歩道が未整備の区間があり、一部が指定通学路となっていること、さらに、住宅等に近接していることから、工事に当たっては、交

通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

カ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

供用時において、「消防法」、「毒物及び劇物取締法」等に該当する化学物質等を保管・使用することから、安全対策・防災対策と組織体制を構築し、化学物質等の漏洩防止、災害対策等の安全対策を講ずることにより、事故の防止及び安全の確保が図られると予測している。また、化学物質の取扱いにおける有害性・危険性や緊急時の対応等について、適宜訓練を行うなどの措置を講ずることから、人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点から見て必要な事故防止、安全管理が図られるとしている。

この評価は概ね妥当である。

キ 温室効果ガス

供用時において、浄水設備や自家発電設備の稼働に伴う電気・燃料の使用による浄水量当たりの温室効果ガス排出量は、現況の $0.02 \text{ kg-CO}_2/\text{m}^3$ から $0.01 \text{ kg-CO}_2/\text{m}^3$ へ減少すると予測し、ISO14001 の運用によりエネルギーの使用量を適切に管理するなど環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガス排出量又はエネルギー使用量の抑制が図られると予測している。また、現在稼働中の3浄水場の機能集約及び事業規模の縮小化に伴い、温室効果ガス排出量が $0.06 \text{ kg-CO}_2/\text{m}^3$ から $0.01 \text{ kg-CO}_2/\text{m}^3$ へ減少すると予測している。さらに、太陽光発電等による新エネルギーの導入に努めるなど環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガス排出量又はエネルギー使用量の抑制が図られるとしている。

この評価は概ね妥当である。

ク その他

工事用車両の騒音及び振動の予測手順については、現況と将来における交通量が等しいという条件を用いて予測しているが、交通量が異なる場合にも予測可能な手順を用い、その内容を条例評価書に明らかにすること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「大気質」、「騒音」及び「振動」について行うとしており、これらの調査項目の選定は概ね妥当であると考えが、条例準備書に記載した事後調査計画の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえ、計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市にその結果を報告するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成19年10月	9日	指定開発行為実施届及び条例準備書の受理
	10月15日	条例準備書公告、縦覧開始
	11月28日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
	12月10日	市長から審議会に条例準備書について諮問
平成20年	1月22日	審議会から市長に条例準備書について答申
平成20年	1月29日	条例審査書公告、指定開発行為者あて送付

4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

平成19年12月	10日	審議会（現地視察）
	12月21日	審議会（事業者説明及び審議）
平成20年	1月21日	審議会（答申案審議）